

**マイキープラットフォームと情報化①**

「マイキー」とは何か。マイナンバーカードの公的個人認証の機能であり、この機能は国や地方自治体だけでなく、民間機関でも利用可能な仕組みとなっている。この官民両者が活用できるマイナンバーカードの機能を住民生活の利便性向上（病院・図書館・駐輪場公的施設の利用カードや既存事業者のポイントカード等）や地域政策の展開（民間ポイントの地域政策への活用等）に多面的に活用する構想が「マイキープラットフォーム」構想である。こうした構想には、民間の様々なポイント制度と自治体が展開するポイント制度等を統合して活用の領域を広げつつ、地域政策に反映させる意図が組み込まれている。その前提として、情報インフラ的には、民間と地方自治体のポイントを管理するクラウドの形成等が必要となる。

以上の展開には、第1としてマイナンバーを各種の官民利用者カードとして活用する仕組みづくりが必要となる。この仕組みには、①マイナンバーカードの本人確認機能と、②利用者番号（マイナンバー以外の利用に伴う番号）を結びつける伝達機能が必要となる。なお、この仕組みは、マイナンバーカードの持つ個人認証機能の活用を基本としており、税・社会保障等に利用を限定しているマイナンバー自体とは直接関係しない仕組みである。本人確認自体も、マイナンバーで行うのではなく、地方自治体で発行されたマイナンバーカードに記載されている本人確認事項を利用して実施するものである。

第2に、官民から利用者に付与された様々な利用者番号をマイナンバーカードをハブとしてつなぎ合わせる管理システムが必要となる。このウェブ上の管理システムとして構築されるのがプラットフォームである。プラットフォームの構築によって、マイナンバーカードを通じた多数の利用者番号の活用を可能にし、利用を希望する者がそこへ登録する仕組みである。なお、この登録によってプラットフォームが、利用者の様々な属性情報を取得することはない。プラットフォームは、各利用者間を繋げる役割のみを担うものであり、そのための管理機能とセキュリティ機能を担う場である。

利用者番号を提供する官民のサービス事業者は、プラットフォームに登録し、暗号化された特定通信を通じて端末操作を可能にすることで活用できる。このプラットフォームの活用には不可欠なのが、マイキーIDとなる。多様な利用者番号をひとつに束ねる番号である。マイキーIDは、希望者だけが作成し、変更や破棄が可能な仕組みとして構築される。なお、同様の仕組みは、マイナンバーカードに付与しているICチップを活用することでも実現する。但し、全国的規模で官民を通じた多様な活用を意図する場合、機能面で限界が生じる可能性がある。

情報通信革命は、インターネット、クラウドをはじめとした通信手段などの問題にとどまらず、人間社会の情報の流れや質・量を変化させ、個々人あるいは人間集団の意思決定の構図に影響を与えることで、地域の経済社会活動の質にも変化をもたらす。情報は、組織・地域・国の内外を問わない人間関係を形成するための中核的要素であり、情報化は、人間関係を形成する情報の「集積」と「伝達移動」の流れを変える。地方自治体と民間企業等の間で展開される官民連携・民間化の取組みも同様である。単に、職員数の削減や財政コストの抑制のためだけに行われるものではない。民間化の取組みの本質は、行政と企業・住民の間にある情報の集積と伝達移動の流れを変え、そのことは官民間の実質的な権限や責任の変革を意味する。そこで核となるのは、行政内部と民間事業者等とのパートナーシップに基づく情報集積・共有と伝達移動の再構築である。

こうした官民パートナーシップによる地域政策のハブとして、マイキープラットフォーム構想は位置づけられる。